

東広島市 9 人制バレーボールリーグ戦実施要綱

- 1 . この要綱は東広島市における 9 人制バレーボールリーグ戦（以下「リーグ戦」と言う）を実施することにより相互の技術の向上,並びに親睦を図りバレーボールの伸展に寄与することを目的とする。
- 2 . このリーグ戦は一般・実業団・教員の男子並びに家庭婦人を対象とする。
家庭婦人は既婚者を原則とするが次の特例を認める
【未婚者で年齢が 35 歳以上、離婚経験者、シングルマザーの者は認める】
- 3 . このリーグ戦に参加しようとする前項の団体の中のチーム,及び選手は東広島市バレーボール協会（以下「協会」と言う）に登録されたチーム及び選手とする。
- 4 . このリーグ戦に参加しようとするチームは,協会にリーグ戦運営費として年間 8,000 円を納めなければならない。
- 5 . このリーグ戦は 5 月 1 日から 11 月 30 日までの期間に実施するものとする。
- 6 . このリーグ戦の日程及び組み合わせは年度当初より 30 日以内に協会が決定する。
- 7 . 前項において決定された日程を変更しようとするチームは 1 週間前までに相手チームの了解を得て順延日程決定の上協会に届け出るものとする。
- 8 . 表彰は次のとおりとする。
1 位 2 位 3 位のチームに賞状・賞品を授与する。
- 9 . 表彰は最終試合終了後引き続き行うものとする。
- 10 . 試合の運営は審判の責任において行う。
- 11 . 選手はユニホームを上下とも統一すること。【短パンのライン等の有無も同じ】
- 12 . 審判は試合チーム以外の中から審判の出来る者,及び協会役員がこれにあたる。
- 13 . 試合は 1 試合 3 セットマッチとする。
- 14 . 試合開始時間 15 分経過しても試合が出来ないときは主審の判断で不戦勝負を決することができる。サービスオーダー用紙には出場予定選手を全員記入すること
【遅刻は認める】
- 15 . 順位の決定については勝ちチームに 2 点,敗チームに 1 点を与え,棄権及び没収チームは 0 点とし得点の多い順に決定し得点と同点の場合は得失セット率,及び得失点率により決定する。
- 16 . 試合中の事故については応急処置のみとし医療費については本人負担とする。
- 17 . この要綱は昭和 50 年 10 月 1 日から適用し,これ以前に実施されたリーグ戦も実施したものとみなす。

付則	平成 5 年 4 月 15 日	一部改正
	平成 18 年 4 月 22 日	一部改正
	平成 19 年 4 月 21 日	一部改正
	平成 20 年 4 月 20 日	一部改正